第130回
定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年６月24日（水曜日）
午前10時

開催場所 群馬県前橋市元総社町194番地
当行本店３階大会議室

株式会社 群馬銀行
証券コード：8334

目　次

■第130回定時株主総会招集ご通知…… 1
【添付書類】
■第130期事業報告 …… 3
■計算書類…… 24
■連結計算書類…… 26
■監査報告書…… 28
■株主総会参考書類
第１号議案 剰余金の処分の件…… 31
第２号議案 定款一部変更の件…… 32
第３号議案 取締役13名選任の件…… 33

証券コード　8334
平成27年６月３日

株　主　各　位

群馬県前橋市元総社町194番地
株式会社 群馬銀行
代表取締役頭取　齋　藤　一　雄

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月23日（火曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]
　当行指定の議決権行使ウェブサイト〔http://www.e-sokai.jp〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネット等による議決権行使に際しましては、38頁～39頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

2．場　所　群馬県前橋市元総社町194番地
当行本店３階大会議室

3．目的事項

報 告 事 項　1．第130期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

2．第130期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役13名選任の件

4．議決権の行使等についてのご案内

（1）議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト〔http://www.gunmabank.co.jp/ir/〕に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」も含まれております。

（3）株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト〔http://www.gunmabank.co.jp/ir/〕に掲載いたしますのでご了承ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎　当日当行では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

第130期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行は、群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務及び貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、平成26年４月の消費税率引き上げにより落ち込んだ後、秋以降の日本銀行による量的・質的金融緩和の拡大や原油価格の下落などを受けて、緩やかな回復の動きがみられました。すなわち個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減で大幅に落ち込んだ後、緩やかに持ち直しました。輸出は横ばい圏で推移しましたが、年末には持ち直しの動きがみられました。設備投資は緩やかに増加したものの、年度後半には横ばいの動きとなりました。一方、雇用情勢は改善傾向が続きました。

県内経済は、消費増税で落ち込んだものの、その後は緩やかな回復基調となりました。個人消費は消費税率引き上げの影響から総じて弱い動きとなりました。生産面では、円安効果もあり、輸送機械が北米を中心とした好調な海外需要に支えられ高水準を維持しました。また、住宅建設は低調に推移しました。雇用情勢は横ばいで推移しましたが、秋以降は堅調な動きがみられました。

金融面では、平成26年10月に日本銀行による量的・質的金融緩和の追加実施などもあり、長期金利は総じて低水準で推移しました。

（事業の経過及び成果等）

こうした金融経済環境のなか、当行は、平成25年４月から３年間の中期経営計画（V-プラン　～価値提案銀行への進化～）の２年目に入り、地域金融機関として常にお客さまの立場に立った「価値ある提案活動の実践」とマーケットの拡大に向けた諸施策を実施してまいりました。

法人のお客さまへの取組みとしては、成長支援や海外展開ニーズへの対応、企業再生支援の充実など、企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化を図り、企業サポートの充実に努めました。

具体的には、平成26年４月に、中小企業が抱える経営課題に対して適切に本業支援が行える専門人材を選定・派遣する「中小企業活性化支援サービス」を開始しました。平成26年12月には、豊富な知識・経験・ネットワークを持つ大企業OB等と中小企業とのマッチングの場である「ぐんぎん新現役交流会」を開催しました。

また、「補助金デスク」による補助金や利子補給制度に関する情報提供、相談受付や申請支援を行うとともに、平成26年11月には医療関連のものづくり企業を支援するために「ぐんま医工連携活性化ファンド」を設立しました。さらに、「ぐんぎんビジネスサポート大賞」を通じた新事業プランの事業化支援においては、融資に加えて直接投資による支援を行えるよう、「ぐんぎんビジネスサポートファンド」の設立を決定しました。

新店舗については、平成26年12月に東京都内で７か店目の拠点となる「荻窪支店」を開設しました。

海外展開ニーズへの対応としては、シンガポールのユナイテッド・オーバーシーズ銀行と新たな業務提携を行うとともに国際協力銀行と協調した海外展開支援融資ファシリティの取扱いを開始するなど、支援体制の一層の充実を図りました。平成27年１月には海外展開・販路拡大の支援策として「フィリピン投資環境視察団」を派遣するとともに、関東地銀３行（当行、横浜銀行、常陽銀行）の連携による初の商談会を上海において開催しました。

また、資金需要旺盛なアジア市場を中心に収益機会の取込みを図るため、非居住者向け貸出を増強するとともに、安定した米ドル資金を確保するため、ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（２億米ドル）を平成26年10月に発行しました。

中小企業の経営支援については、「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、新規融資や返済条件変更のご相談・お申込みに積極的に対応するなど、地域金融機関として引き続き積極的な金融仲介機能の発揮に努めました。

個人のお客さまへの取組みとしては、マーケティングの強化やライフステージに応じたコンサルティング機能の充実に努めました。

具体的には、平成26年５月、お客さまの取引や属性の変化を捉えた「イベント・ベースド・マーケティング（ＥＢＭ)」の本格運用を開始しました。資産運用ニーズに対しては、「ポートフォリオ分析システム」やタブレット端末を活用し、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度)」にあわせた投資信託商品を拡充するなど、お客さまへの提案力の向上に努めました。

また、土日営業の「ローンステーション」を中心とした住宅ローンの積極的な営業活動を展開するとともに、カードローン「すまいるパートナー」やインターネットでお申込みからご契約まで完結する「ぐんぎんネットＤＥローン」などの無担保消費者ローンの増強に取組み、ライフプランやニーズに応じた金融商品の提供に努めました。平成26年11月には、住宅ローンや無担保消費者ローンの契約書類作成にかかるお客さまの記入負担を軽減するため、「個人ローン契約書作成サポートシステム」を導入しました。

さらに、コンビニＡＴＭ手数料を原則有料化する一方、当行ＡＴＭを含めた手数料無料化の優遇条件を緩和するとともに県内の信用金庫、信用組合及び近隣他行と提携することにより平日日中のＡＴＭ手数料の相互無料化に取組みました。また平成27年２月には、コンビニＡＴＭでのご利用可能な時間帯を拡大するなど、お客さまの利便性向上を図りました。

地域貢献活動では、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界文化遺産に登録されたことに伴い、平成26年６月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保護活動に信託報酬の一部を寄付する投資信託商品「群馬の絹遺産」の取扱いを開始するなど、地元の観光振興等を目的にさまざまな取組みを実施しました。

こうした取組みの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

○預金等

預金は、個人預金や法人預金の増加などから期中1,334億円増加し、期末残高は６兆1,187億円となりました。また、投資信託の販売額は前期比184億円増加し951億円となりました。

○貸出金

貸出金は、中小企業貸出と個人貸出を合わせたリテール貸出の増加を主因に期中2,566億円増加し、期末残高は４兆8,388億円となりました。

中小企業貸出は期中962億円増加し、期末残高は１兆8,660億円となりました。個人貸出は住宅ローンを中心に好調に推移したことから期中1,346億円増加し、期末残高は１兆9,124億円となりました。

○有価証券

有価証券は、金利水準など市場動向を注視しつつ適切な運用に努めた結果、期中965億円増加し、期末残高は２兆3,040億円となりました。

○損益状況

本業の収益力を表すコア業務粗利益は、リテール貸出や預かり金融資産の増強ならびに国際部門利益の増加などによる増益要因が低金利による減益要因を上回った結果、前期比７億59百万円増加し、922億80百万円となりました。

経費は、物件費が増加したことなどにより前期比４億97百万円増加し、583億円となりました。これらにより、コア業務純益は前期比２億62百万円増加し、339億80百万円となりました。

有価証券関係等損益は、株式等売却益を計上した前期と比較し23億44百万円減少し、２億31百万円となりました。

与信費用は、取引先の業況改善などから前期比46億９百万円減少し、19億42百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比24億29百万円増加し、342億５百万円となりました。また、当期純利益は、取引先再生支援の進展による繰延税金資産取崩額の減少などの税負担減もあり、前期比34億30百万円増加し216億53百万円となりました。

○連結業績

連結業績につきましては、経常利益は前期比33億16百万円増加し390億72百万円、当期純利益は前期比60億16百万円増加し259億10百万円となりました。なお、連結収益力向上の観点から、連結子会社である群馬信用保証株式会社の連結グループ持分を100％に引き上げたことにより、特別利益（負ののれん発生益）を23億85百万円計上しました。

○自己株式の取得

株主の皆さまへの利益還元を図るため、前期に続き、当期も平成27年１月から平成27年３月にかけて自己株式3,782千株（取得総額29億98百万円）を取得しました。このほか、平成26年9月にユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（２億米ドル）の発行に併せて、自己株式1,000万株（取得総額65億40百万円）を取得しました。

（対処すべき課題）

今後のわが国の経済動向を展望いたしますと、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の動向等に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、景気は緩やかに回復していくことが見込まれます。一方、国内産業の成熟化や少子高齢化の進行等により社会構造が変化するなか、地方銀行の経営統合へ向けた動きもみられるなど、地域金融機関を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした取り巻く環境のなか、中期経営計画（V-プラン ～価値提案銀行への進化～）の最終年度を迎え、さらなる競争力の確保により、収益力の強化を図り、地域金融機関として常にお客さまの立場に立ち、お客さまに魅力ある提案を積極的に行えるよう、さまざまな施策を展開してまいります。具体的には、企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の一層の強化を図るとともに、個人向けマーケティングの強化とダイレクトバンキングの拡充に引き続き努めてまいります。これらの取組みは「まち・ひと・しごと創生」に通じるものであり、地方創生の推進に向けた地域の産官学金労の連携には積極的に参画し、地域経済の活性化に努めてまいります。

収益力の強化に向けては、貸出運用力の強化とフィービジネスの増強に努め、主要三分野である中小企業貸出、個人貸出、預かり金融資産販売とともに無担保消費者ローンや法人役務取引の増強に努めてまいります。また、成長マーケットにおける店舗の新設やローンステーションの拡充に取組んでまいります。

さらに、物件費を中心とした経費削減や事務処理体制の見直しによる業務効率化への取組みにより、ローコスト経営を追求するとともに、コンプライアンス態勢の強化や顧客保護等管理態勢の充実、リスク管理態勢の高度化を引き続き進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金		56,449	58,228	59,852	61,187
	定期性預金	22,546	22,501	22,246	21,700
	その他	33,902	35,726	37,606	39,486
貸出金		41,110	43,826	45,822	48,388
	個人向け	15,368	16,504	17,778	19,124
	中小企業向け	16,637	17,342	17,698	18,660
	その他	9,104	9,979	10,345	10,602
商品有価証券		24	31	27	10
有価証券		19,902	21,388	22,074	23,040
	国債	9,358	8,113	7,380	6,862
	その他	10,544	13,275	14,693	16,178
新株予約権付社債		—	—	—	240
総資産		64,336	68,190	71,150	75,211
内国為替取扱高		336,614	346,847	355,695	387,766
外国為替取扱高		百万ドル 5,642	百万ドル 5,761	百万ドル 4,997	百万ドル 4,691
経常利益		百万円 28,431	百万円 30,260	百万円 31,776	百万円 34,205
当期純利益		百万円 18,192	百万円 18,911	百万円 18,223	百万円 21,653
1株当たり当期純利益		円 銭 37 75	円 銭 39 80	円 銭 39 00	円 銭 47 11
信託財産		0	0	—	—
信託報酬		百万円 0	百万円 —	百万円 —	百万円 —

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

（ご参考）
連結業績の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	1,290	1,288	1,305	1,302
連結経常利益	316	334	357	390
連結当期純利益	187	206	198	259
連結純資産額	4,005	4,457	4,677	5,235
連結総資産	64,607	68,448	71,416	75,509

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	３，２６４人	３，３４２人
平均年齢	３９年１１月	３９年7月
平均勤続年数	１６年１１月	１６年8月
平均給与月額	４２３千円	４２１千円

（注） １．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
群馬県	105	(18)	105	(18)
埼玉県	23	(—)	23	(—)
栃木県	10	(1)	10	(1)
東京都	7	(—)	6	(—)
神奈川県	2	(—)	2	(—)
千葉県	1	(—)	1	(—)
長野県	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
国内計	150	(19)	149	(19)
米州	1	(—)	1	(—)
海外計	1	(—)	1	(—)
合計	151	(19)	150	(19)

(注) 1．上記のほか、店舗外現金自動設備等を以下のとおり設置しております。

		当年度末	前年度末
店舗外現金自動設備		213か所	214か所
共同ATM		43，345か所	41，024か所
	株式会社イーネット※	13，204（160）	13，000（248）
	株式会社セブン銀行	19，355	17，866
	株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス※	10，786（94）	10，155（90）
	株式会社三井住友銀行	—	3

※（ ）内は当行が幹事金融機関として設置している共同ＡＴＭ

2．上記のほか、付随業務取扱事務所を20か所（前年度末20か所）設置しております。

3．上記のほか、駐在員事務所を上海（中国）に１か所（前年度末１か所）設置しております。

4．代理店は設置しておりません。

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
荻窪支店	東京都杉並区荻窪五丁目26番13号

（注）１．当年度において、１か所の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
２．当年度において、次の共同ＡＴＭ（4,285か所）を新設いたしました。
○イーネット共同ＡＴＭ　（群馬県内　19か所、県外1,226か所）
○セブン銀行との提携による共同ＡＴＭ　（群馬県内　28か所、県外1,958か所）
○ローソンとの提携による共同ＡＴＭ　（群馬県内　10か所、県外1,044か所）
３．当年度において、次の共同ＡＴＭ（1,964か所）を廃止いたしました。
○イーネット共同ＡＴＭ　（群馬県内107か所、県外　934か所）
○セブン銀行との提携による共同ＡＴＭ　（群馬県内　11か所、県外　486か所）
○ローソンとの提携による共同ＡＴＭ　（群馬県内　６か所、県外　417か所）
○三井住友銀行との提携による共同ＡＴＭ　（群馬県内　３か所）

（5）設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	2,649

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
群馬中央興業株式会社	群馬県前橋市元総社町226番地	物品の輸送、集配及び現金自動設備の保守、運行、管理業務	昭和46年2月24日	百万円 10	% 100.00	—
群馬財務(香港)有限公司 (GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)	香港 ハーコートロード 16 ファーイーストファイナンスセンター401 (ROOM 401 Far East Finance Centre 16 Harcourt Road Hong Kong)	預金、貸付、外国為替、資金為替取引、証券及びその他金融関連業務	平成3年2月19日	百万円 3,202 (百万米ドル 30) (注3)	% 100.00	—
ぐんぎんリース株式会社	群馬県前橋市元総社町171番地1	動産の取得及び賃貸借	昭和48年10月1日	百万円 180	% 49.24	—
群馬信用保証株式会社	群馬県前橋市元総社町194番地	保証業務	昭和58年9月28日	百万円 30	% 45.45	—

(注) 1．資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3．群馬財務（香港）有限公司の資本金は、株式取得時の為替相場による円換算額を付しております。
4．上記4社は、連結対象の子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は2社であります。

（重要な業務提携の概況）

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ＡＣＳ）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中央金庫を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス、コンビニ収納サービス、Webでの口座振替受付サービス等を行っております。

4．群馬県内の金融機関（当行、株式会社東和銀行、信用金庫、信用組合、中央労働金庫及び農林中央金庫）の提携により、群馬ネット資金サービス（略称Ｇ－ＮＥＴ資金サービス）の相互利用による代金回収サービスの提供を行っております。

5．株式会社イーネット（地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、他の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・振込・残高照会のサービス等を行っております。

6．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金・残高照会のサービスを行っております。

7．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・振込・残高照会のサービス等を行っております。

8．株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金・振込・残高照会のサービス等を行っております。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
四　方　　浩	取締役会長 （代表取締役） 〔全　般〕		
齋　藤　一　雄	取締役頭取 （代表取締役） 〔監査部及び全般〕		
木　部　和　雄	取締役副頭取 〔営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部〕		
髙　井　研　一	専務取締役 〔人事部、資金証券部、秘書室〕		
角　田　尚　夫	専務取締役 〔総合企画部、コンプライアンス部、システム部、東京事務所〕		
木　村　隆　哉	常務取締役 〔審査部〕		
津久井　　勇	常務取締役 〔リスク統括部、総務部〕		
栗　原　　弘	常務取締役 〔事務部、事務集中部、市場国際部〕	群馬財務（香港）有限公司董事長	
堀　江　信　之	常務取締役 コンプライアンス部長 〔コンプライアンス部副主管〕		
深　井　彰　彦	常務取締役 営業統括部長 〔営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部副主管〕		
二　宮　茂　明	取締役 （社外取締役）	一般財団法人群馬経済研究所理事長	
南　　繁　芳	取締役 本店営業部長		

(年度末現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
平　澤　洋　一	取　締　役 審　査　部　長		
金　井　祐　二	取　締　役 総合企画部長		
中　川　　望	常勤監査役		
萩　原　義　広	常勤監査役		
小　林　洋　右	監　査　役 (社外監査役)	株式会社エフエム群馬 相　談　役	
石　田　弘　義	監　査　役 (社外監査役)	石　田　弘　義 法律事務所	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
福　島　金　夫	監　査　役 (社外監査役)		

(注)　監査役石田弘義氏及び福島金夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数（人）	報　酬　等
取　締　役	１６	４２３ (１６９)
監　査　役	７	６１ (　—)
計	２３	４８５ (１６９)

(注)　１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．「報酬等」には、月額報酬のほか、役員賞与及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用が含まれております。
月額報酬以外の報酬等については、合計額を（　）に内書きしております。
３．当事業年度の月額報酬以外の報酬等の内訳は、以下のとおりであります。
・役員賞与引当金繰入額（取締役67百万円）
・ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額（取締役103百万円）
４．年間の報酬限度額は、平成24年６月の株主総会で下記のとおり決議されております。
なお、当事業年度の取締役及び監査役の報酬等は、この限度額の範囲内となっております。

区分	報酬限度額		当事業年度実績額
取締役	賞与相当額も含めた報酬限度額	年額360百万円以内	320百万円
	上記限度額の別枠として社外取締役以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬限度額	年額120百万円以内	103百万円
監査役	報酬限度額	年額80百万円以内	61百万円

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
二　宮　茂　明	一般財団法人 群馬経済研究所理事長 同財団は、当行が昭和58年に創立50周年記念事業の一環として設立した財団であります。なお、同財団は群馬県内の経済・産業動向、企業経営及び地域開発等に関する調査研究を行い、群馬県内の産業の振興及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的としております。
小　林　洋　右	株式会社エフエム群馬 相談役 当行と株式会社エフエム群馬とは通常の営業取引関係にあります。
石　田　弘　義	石田弘義法律事務所 当行と石田弘義法律事務所とは通常の営業取引関係にあります。
福　島　金　夫	

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
二　宮　茂　明	9年9ヶ月	当期開催の取締役会（13回開催）すべてに出席しております。	金融行政の豊富な経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
小　林　洋　右	2年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会（14回開催）すべてに出席しております。	会社経営者としての経験・見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
石　田　弘　義	2年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会すべてに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
福　島　金　夫	9ヶ月	社外監査役就任後開催の取締役会及び監査役会すべてに出席しております。	長年にわたる地方行政等の経験や実績に基づいた幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	31

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4．当行の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	1,351,500千株
発行済株式の総数	470,888千株

（注）　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　17,233名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,195千株	4.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,316	2.92
群馬銀行従業員持株会	12,262	2.69
株式会社三井住友銀行	12,148	2.66
明治安田生命保険相互会社	11,056	2.42
住友生命保険相互会社	10,657	2.33
東京海上日動火災保険株式会社	7,977	1.75
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	7,803	1.71
東洋製罐グループホールディングス株式会社	7,330	1.60
日本生命保険相互会社	7,008	1.53

（注）　1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．持株比率は、発行済株式総数に「従業員持株会専用信託」（ESOP信託）の所有株式（3,995千株）を含め、当行所有自己株式（15,132千株）を控除して計算しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	（1）名称 株式会社群馬銀行第１回新株予約権 （2）目的となる株式の種類及び数 普通株式　239,800株 （3）新株予約権の行使期間 平成24年７月27日から平成54年７月26日まで （4）権利行使価額（１株当たり） １円 （5）権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	9名
	（1）名称 株式会社群馬銀行第２回新株予約権 （2）目的となる株式の種類及び数 普通株式　180,600株 （3）新株予約権の行使期間 平成25年７月26日から平成55年７月25日まで （4）権利行使価額（１株当たり） １円 （5）権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	10名
	（1）名称 株式会社群馬銀行第４回新株予約権 （2）目的となる株式の種類及び数 普通株式　189,400株 （3）新株予約権の行使期間 平成26年７月29日から平成56年７月28日まで （4）権利行使価額（１株当たり） １円 （5）権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	12名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執　行　役　員	(1) 名称 株式会社群馬銀行第５回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　38,700株 (3) 新株予約権の行使期間 平成26年７月29日から平成56年７月28日まで (4) 権利行使価額（１株当たり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。	9名
使　用　人	－	－
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	－	－

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年10月14日発行）に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成26年９月25日
新株予約権の数	2,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,674,846株
１株当たりの転換価額	6.52米ドル
行使期間	平成26年10月29日から平成31年９月27日まで
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　根津昌史 指定有限責任社員　山田　修	６９	(非監査業務等の内容) ・社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務 ・自己資本比率算定プロセスの調査 ・外国口座税務コンプライアンス法対応支援

(注)　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は96百万円であります。
3．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査態勢等に問題が認められるなど、当行の監査業務に重大な支障を来すと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

ロ．子会社の会計監査人の状況

当行子会社群馬財務（香港）有限公司の計算関係書類の監査は、アーンスト・アンド・ヤングが行っております。

７．業務の適正を確保する体制

当行は、平成27年４月28日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針」（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が法令・定款および「企業理念」を遵守した行動をとるための規範として、「企業倫理」、「行動指針」並びにコンプライアンスの基本規定である「コンプライアンス規定」を定める。

② コンプライアンスの徹底を図るため、行内統括部署としてコンプライアンス部を設置し、取締役会が決定したコンプライアンス行動計画に従い、全行にわたるコンプライアンスの取組みを統括させ、定期的に取締役会に実践状況を報告させる。

③ コンプライアンスに関する重要事項の協議、実践状況の確認を行うため、コンプライアンス委員会を定期的に開催する。また、「内部通報制度取扱規定」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。

④ 反社会的勢力との関係を遮断し、これらを排除するための内部体制を整備する。

⑤ 取締役会は取締役の職務執行を監督するとともに、業務執行の適正を確保するための態勢整備に努める。

⑥ 監査役および業務執行部門から独立した監査部がコンプライアンスに関する監査を実施する。

⑦ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規定」を定め、財務報告に係る内部統制が適切に整備および運用される体制を構築する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めるところによるほか、議事録・本部申請書等の文書の保存および管理に関する行内規定により適切かつ確実に保存・管理する。

② 取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる保管体制とする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理に関する基本方針」を定めて管理すべきリスクを認識し、個々のリスクの管理責任部署を定めるとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクの適切な把握と管理を行う。

② 取締役会は、リスク管理に関する基本規程等重要事項を決定するとともに主要なリスクの状況について定期的に報告を受ける。

③ 大規模災害、大規模システム障害など不測の事態を想定した「危機管理計画」を策定し、定期的に訓練を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「取締役会規程」に「付議基準」および「報告基準」を定め、適切かつ効率的な業務運営を図る。

② 職務の執行にあたっては、「職制規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」により、執行権限、執行責任者を定める。

(5) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社運営ルールに従い、業務上の重要事項については当行との協議制とするグループ経営管理を行う。また、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行状況、財務状況の把握や情報の共有化を図る。

② グループ会社各社は、コンプライアンスやリスク管理に関する規定等を定め、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の確立を図る。また、社内通報制度を整備するとともに当行の「コンプライアンス・ホットライン」を活用できる体制とする。

③ 重大なリスクを伴う事項については、企業グループ全体の利益の観点から、監査部による監査を実施する。

④ 当行およびグループ会社各社は、相互に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助するため、監査役補助職務を担う使用人（監査役スタッフ）を１名以上配置する。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 監査役スタッフは、業務の執行に係る役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人とする。

② 監査役スタッフの異動については監査役の同意を得ることとする。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 常務会等の会議およびグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べる機会を確保する。

② 当行およびグループ会社の役職員は、当行および当行グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には当該事実に関する事項、その他監査役が必要と認めた事項について、監査役に報告する。

③ 「内部通報制度取扱規定」を適切に運用することにより、当行およびグループ会社における法令違反その他のコンプライアンスに反する事項に関して監査役への適切な報告体制を維持する。

（9）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前項の報告を行った当行およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

（10）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払いや債務の弁済の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いや債務の弁済を行う。

（11）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、当行の運営に関する意見交換等を行い意思の疎通を図るとともに、相互認識と信頼関係を維持する。

② 取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保するなど監査環境の整備を図るとともに、監査役会が定める「監査役監査基準」を尊重する。

8．その他

特記事項はありません。

第130期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**170,949**
現金	55,382
預け金	115,566
コールローン	**114,604**
買入金銭債権	**13,491**
商品有価証券	**1,074**
商品国債	787
商品地方債	287
金銭の信託	**5,000**
有価証券	**2,304,034**
国債	686,227
地方債	565,252
社債	290,511
株式	218,509
その他の証券	543,532
貸出金	**4,838,847**
割引手形	39,841
手形貸付	115,769
証書貸付	4,213,651
当座貸越	469,584
外国為替	**4,539**
外国他店預け	4,180
買入外国為替	83
取立外国為替	275
その他資産	**16,022**
前払費用	98
未収収益	7,010
金融派生商品	5,015
その他の資産	3,897
有形固定資産	**65,065**
建物	15,638
土地	42,359
リース資産	1,255
建設仮勘定	1,274
その他の有形固定資産	4,536
無形固定資産	**8,673**
ソフトウエア	8,068
その他の無形固定資産	605
前払年金費用	**3,060**
支払承諾見返	**15,561**
貸倒引当金	**△ 39,790**
資産の部合計	**7,521,135**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**6,118,702**
当座預金	209,804
普通預金	3,498,522
貯蓄預金	99,684
通知預金	21,467
定期預金	2,165,781
定期積金	4,257
その他の預金	119,184
譲渡性預金	**146,355**
コールマネー	**170,265**
債券貸借取引受入担保金	**262,906**
借用金	**182,351**
借入金	182,351
外国為替	**241**
外国他店預り	0
売渡外国為替	196
未払外国為替	44
新株予約権付社債	**24,034**
その他負債	**29,861**
未払法人税等	4,683
未払費用	5,030
前受収益	1,839
給付補填備金	1
金融派生商品	9,519
リース債務	1,263
その他の負債	7,524
役員賞与引当金	**67**
退職給付引当金	**1,921**
役員退職慰労引当金	**619**
睡眠預金払戻損失引当金	**1,057**
ポイント引当金	**152**
偶発損失引当金	**1,133**
繰延税金負債	**51,277**
再評価に係る繰延税金負債	**8,551**
支払承諾	**15,561**
負債の部合計	**7,015,061**
（純資産の部）	
資本金	**48,652**
資本剰余金	**29,114**
資本準備金	29,114
利益剰余金	**289,722**
利益準備金	43,548
その他利益剰余金	246,174
圧縮記帳積立金	987
別途積立金	217,650
繰越利益剰余金	27,536
自己株式	**△ 12,251**
株主資本合計	**355,237**
その他有価証券評価差額金	**136,568**
繰延ヘッジ損益	**△ 9**
土地再評価差額金	**13,960**
評価・換算差額等合計	**150,520**
新株予約権	**316**
純資産の部合計	**506,074**
負債及び純資産の部合計	**7,521,135**

第130期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**107,025**
資金運用収益	**85,484**	
貸出金利息	60,002	
有価証券利息配当金	24,168	
コールローン利息	494	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	72	
その他の受入利息	745	
役務取引等収益	**17,096**	
受入為替手数料	4,859	
その他の役務収益	12,236	
その他業務収益	**1,695**	
外国為替売買益	521	
商品有価証券売買益	26	
国債等債券売却益	988	
金融派生商品収益	159	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**2,748**	
償却債権取立益	16	
株式等売却益	197	
金銭の信託運用益	395	
その他の経常収益	2,139	
経常費用		**72,819**
資金調達費用	**3,691**	
預金利息	2,160	
譲渡性預金利息	104	
コールマネー利息	184	
債券貸借取引支払利息	427	
借用金利息	209	
金利スワップ支払利息	174	
その他の支払利息	431	
役務取引等費用	**7,317**	
支払為替手数料	817	
その他の役務費用	6,500	
その他業務費用	**127**	
国債等債券売却損	127	
営業経費	**58,410**	
その他経常費用	**3,272**	
貸倒引当金繰入額	1,254	
貸出金償却	159	
株式等売却損	140	
株式等償却	46	
その他の経常費用	1,670	
経常利益		**34,205**
特別利益		**—**
特別損失		**456**
固定資産処分損	424	
減損損失	32	
税引前当期純利益		**33,749**
法人税、住民税及び事業税	**10,317**	
法人税等調整額	**1,777**	
法人税等合計		**12,095**
当期純利益		**21,653**

第130期末（平成27年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	164,918	預金	6,112,402
コールローン	114,604	譲渡性預金	142,955
買入金銭債権	13,491	コールマネー	170,265
商品有価証券	1,074	債券貸借取引受入担保金	262,906
金銭の信託	5,000	借用金	187,647
有価証券	2,320,706	外国為替	241
貸出金	4,806,908	新株予約権付社債	24,034
外国為替	4,539	その他負債	47,893
リース債権及びリース投資資産	41,498	役員賞与引当金	67
その他資産	29,006	退職給付に係る負債	1,297
有形固定資産	67,545	役員退職慰労引当金	640
建物	15,959	睡眠預金払戻損失引当金	1,057
土地	42,803	ポイント引当金	152
リース資産	1,065	偶発損失引当金	1,133
建設仮勘定	1,280	繰延税金負債	50,606
その他の有形固定資産	6,436	再評価に係る繰延税金負債	8,551
無形固定資産	9,007	支払承諾	15,561
ソフトウエア	8,392	負債の部合計	7,027,413
その他の無形固定資産	614	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	3	資本金	48,652
繰延税金資産	1,672	資本剰余金	29,140
支払承諾見返	15,561	利益剰余金	302,852
貸倒引当金	△ 44,591	自己株式	△ 12,251
		株主資本合計	368,394
		その他有価証券評価差額金	136,783
		繰延ヘッジ損益	△ 9
		土地再評価差額金	13,960
		為替換算調整勘定	461
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,429
		その他の包括利益累計額合計	149,766
		新株予約権	316
		少数株主持分	5,058
		純資産の部合計	523,535
資産の部合計	7,550,949	負債及び純資産の部合計	7,550,949

第130期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**130,267**
資金運用収益	**85,387**	
貸出金利息	59,774	
有価証券利息配当金	24,324	
コールローン利息	494	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	48	
その他の受入利息	745	
役務取引等収益	**18,910**	
その他業務収益	**21,819**	
その他経常収益	**4,149**	
償却債権取立益	17	
その他の経常収益	4,132	
経常費用		**91,194**
資金調達費用	**3,714**	
預金利息	2,157	
譲渡性預金利息	104	
コールマネー利息	184	
債券貸借取引支払利息	427	
借用金利息	235	
その他の支払利息	605	
役務取引等費用	**6,632**	
その他業務費用	**18,263**	
営業経費	**59,079**	
その他経常費用	**3,504**	
貸倒引当金繰入額	1,455	
その他の経常費用	2,048	
経常利益		**39,072**
特別利益		**2,385**
負ののれん発生益	2,385	
特別損失		**457**
固定資産処分損	425	
減損損失	32	
税金等調整前当期純利益		**40,999**
法人税、住民税及び事業税	**11,581**	
法人税等調整額	**2,088**	
法人税等合計		**13,670**
少数株主損益調整前当期純利益		**27,329**
少数株主利益		**1,418**
当期純利益		**25,910**

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　群　馬　銀　行
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社群馬銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社　群　馬　銀　行
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社群馬銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社に赴き調査をいたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社　群馬銀行　監査役会

常勤監査役	中	川		望	㊞
常勤監査役	萩	原	義	広	㊞
監査役（社外監査役）	小	林	洋	右	㊞
監査役（社外監査役）	石	田	弘	義	㊞
監査役（社外監査役）	福	島	金	夫	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を実施するという基本方針の下、収益状況等を勘案し、１株につき６円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金４円50銭と合わせた年間の配当金は、１株につき11円となります。

当期のその他の剰余金の処分につきましては、財務体質の強化に努める観点より繰越利益剰余金から別途積立金へ100億円を積立てさせていただきたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類
　　金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当行普通株式１株につき金６円50銭
　　配当総額　2,962,413,623円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月25日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

（1）増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　10,000,000,000円

（2）減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　10,000,000,000円

第２号議案　　定款一部変更の件

1.　変更の理由

取締役及び監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の規定により、取締役及び監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、取締役との責任限定契約の定めの新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	(取締役との責任限定契約) 第25条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第25条～第34条　(条文省略)	第26条～第35条　(現行どおり)
（新　設）	(監査役との責任限定契約) 第36条　当銀行は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条～第41条　(条文省略)	第37条～第43条　(現行どおり)

第３号議案　　取締役13名選任の件

取締役14名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取　締　役　候　補　者

（※印は新任取締役候補）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	木部和雄（きべかずお） (昭和25年９月13日)	昭和49年４月　当行入行 平成８年４月　当行人事部主任人事役 平成10年４月　当行高崎支店副支店長 平成13年１月　当行審査部付副部長 平成14年３月　当行県庁支店長 平成16年６月　当行太田支店長 平成17年６月　当行執行役員太田支店長 平成19年６月　当行取締役兼執行役員東京駐在・東京支店長　東京事務所担当 平成21年６月　当行常務取締役　資金証券部、事務部、事務集中部、システム部担当 平成23年４月　当行常務取締役事務部長　資金証券部、事務部、事務集中部、システム部担当 平成23年６月　当行専務取締役　営業統括部、法人部、個人融資部、個人金融資産部担当 平成24年10月　当行専務取締役　営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部担当 平成26年６月　当行取締役副頭取　営業統括部、法人部、住宅融資部、個人部担当（現在）	20,000株
2	齋藤一雄（さいとうかずお） (昭和24年１月12日)	昭和47年４月　当行入行 平成７年６月　当行太田西支店長 平成10年４月　当行総合企画部副部長 平成13年６月　当行秘書室長 平成15年６月　当行東京支店長 平成16年６月　当行執行役員審査部長 平成17年６月　当行取締役兼執行役員審査部長 平成18年６月　当行常務取締役審査部長 平成18年７月　当行常務取締役審査部長　秘書室担当 平成19年６月　当行常務取締役　リスク統括部、秘書室担当 平成21年６月　当行専務取締役　総合企画部、人事部、秘書室担当 平成23年６月　当行代表取締役頭取　全般及び監査部担当（現在）	41,184株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	髙井研一 (たかいけんいち) (昭和27年7月10日)	昭和51年4月　当行入行 平成9年6月　当行前橋駅南支店長 平成11年10月　当行人事部主任人事役 平成15年6月　当行人事部副部長 平成16年6月　当行秘書室長 平成19年6月　当行執行役員総合企画部長 平成21年6月　当行取締役兼執行役員本店営業部長 平成23年6月　当行常務取締役　人事部、総務部、秘書室担当 平成26年6月　当行専務取締役　人事部、資金証券部、秘書室担当（現在）	19,000株
4	角田尚夫 (つのだひさお) (昭和29年3月14日)	昭和51年4月　当行入行 平成9年10月　当行籠原支店長 平成11年10月　当行営業統括部主任推進役 平成13年2月　当行浦和支店長 平成14年10月　当行総合企画部副部長 平成16年6月　当行東京支店長 平成19年6月　当行執行役員本店営業部長 平成21年6月　当行取締役兼執行役員総合企画部長 平成23年6月　当行常務取締役　総合企画部、リスク統括部担当 平成24年6月　当行常務取締役　総合企画部、リスク統括部、東京事務所担当 平成26年6月　当行専務取締役　総合企画部、コンプライアンス部、システム部、東京事務所担当（現在）	112,267株
5	木村隆哉 (きむらたかや) (昭和27年5月7日)	昭和50年4月　当行入行 平成9年4月　当行人事部主任人事役 平成11年10月　当行大胡支店長 平成13年10月　当行業務管理部副部長 平成14年7月　当行審査部副部長 平成17年6月　当行業務管理部長 平成19年6月　当行執行役員審査部長 平成22年6月　当行取締役兼執行役員審査部長 平成23年6月　当行常務取締役　審査部担当（現在）	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	栗原弘 (くりはら ひろし) (昭和28年8月30日)	昭和52年4月　当行入行 平成11年10月　当行伊勢崎南支店長 平成13年8月　当行本店営業部副部長 平成16年6月　当行個人部長 平成18年7月　当行個人融資部長 平成19年5月　当行伊勢崎支店長 平成20年6月　当行執行役員伊勢崎支店長 平成21年6月　当行執行役員高崎支店長 平成23年6月　当行取締役兼執行役員営業統括部長 平成25年6月　当行取締役営業統括部長 平成26年6月　当行常務取締役　事務部、事務集中部、市場国際部担当（現在） 平成26年9月　群馬財務（香港）有限公司董事長（現在）	16,000株
7	堀江信之 (ほりえ のぶゆき) (昭和31年1月10日)	昭和53年4月　当行入行 平成12年2月　当行深谷上柴支店長 平成14年3月　当行人事部主任人事役 平成16年6月　当行人事部副部長 平成17年6月　当行熊谷支店長 平成19年6月　当行法人部長 平成21年6月　当行執行役員宇都宮支店長 平成23年6月　当行執行役員人事部長 平成24年6月　当行取締役兼執行役員人事部長 平成25年6月　当行取締役人事部長 平成26年6月　当行常務取締役コンプライアンス部長(現在)	9,435株
8	深井彰彦 (ふかい あきひこ) (昭和35年11月3日)	昭和59年4月　当行入行 平成15年6月　当行大阪支店長 平成17年6月　当行桐生支店長 平成19年6月　当行太田支店長 平成21年6月　当行リスク統括部長 平成23年6月　当行総合企画部長 平成25年6月　当行取締役総合企画部長 平成26年6月　当行常務取締役営業統括部長（現在）	7,858株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	南（みなみ） 繁芳（しげよし） (昭和29年2月25日)	昭和52年4月　当行入行 平成12年2月　当行桐生南支店長 平成13年10月　当行営業統括部主任推進役 平成14年3月　当行高崎栄町支店長 平成16年2月　当行公務・法人部副部長 平成18年7月　当行前橋支店長 平成21年6月　当行執行役員渋川支店長 平成23年6月　当行執行役員高崎支店長 平成25年6月　当行常務執行役員高崎支店長 平成26年6月　当行取締役本店営業部長（現在）	16,779株
10	平澤（ひらさわ） 洋一（よういち） (昭和30年2月4日)	昭和53年4月　当行入行 平成12年4月　当行新桐生支店長 平成14年7月　当行東京支店副支店長 平成17年6月　当行中之条支店長 平成19年6月　当行富岡支店長 平成22年2月　当行総務部長 平成23年6月　当行執行役員コンプライアンス部長 平成24年6月　当行執行役員東京支店長 平成25年7月　当行執行役員監査部長 平成26年6月　当行取締役審査部長（現在）	11,814株
11	金井（かない） 祐二（ゆうじ） (昭和31年12月5日)	昭和54年4月　当行入行 平成13年10月　当行総合企画部主任調査役 平成16年2月　当行東京事務所副所長 平成17年6月　当行新宿四谷支店長 平成20年6月　当行システム部長 平成23年6月　当行執行役員審査部長 平成26年6月　当行取締役総合企画部長（現在）	12,294株
12	二宮（にのみや） 茂明（しげあき） (昭和26年2月18日)	昭和48年4月　大蔵省入省 平成9年7月　大蔵省北陸財務局長 平成12年6月　大蔵省大臣官房参事官 平成13年1月　財務省関東財務局長 平成14年7月　国民生活金融公庫理事 平成17年6月　当行取締役（現在） 平成17年7月　財団法人群馬経済研究所理事長 平成22年2月　一般財団法人群馬経済研究所理事長（現在）	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
13	※ 武藤英二 (昭和24年1月2日)	昭和46年7月　日本銀行入行 平成5年5月　日本銀行下関支店長 平成10年9月　日本銀行考査局長 平成12年5月　日本銀行名古屋支店長 平成14年2月　日本銀行理事 平成18年6月　株式会社ＮＴＴデータ経営研究所取締役会長 平成19年5月　株式会社髙島屋社外監査役（現在） 平成22年6月　みずほ信託銀行株式会社社外取締役 平成22年11月　一般財団法人民間都市開発推進機構理事長（現在）	－株

（注）1.　各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

2.　二宮茂明氏及び武藤英二氏は、社外取締役候補者であります。

二宮茂明氏は、過去に社外取締役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、金融行政についての豊富な経験を有しており、現在、当行社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として有益な提言をいただけるものと判断しております。なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。

武藤英二氏は、日本銀行の支店長、考査局長等の職務経験を通じて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を活かし、大局的な視点から当行の経営全般に対する助言をいただくことにより、当行の成長、企業価値の向上が図られ、また業務執行の監督機能の一層の強化が期待できるものと判断しております。なお、当行は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3.　責任限定契約について

当行は、社外取締役候補者である二宮茂明氏及び武藤英二氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第２号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

以　　上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.e-sokai.jp) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成27年６月23日（火曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2 以降を使用できること。

(4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又はAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

(5) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

２．携帯電話を利用する場合

（1）「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

（2）暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

〔「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」について〕

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による、議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社　代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】　0120-707-743

受付時間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

株主総会は群馬銀行本店３階大会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。

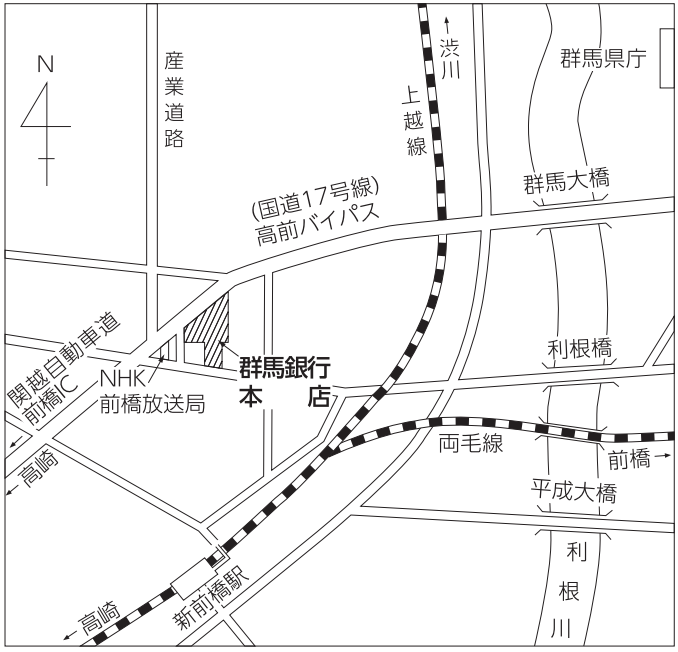

所在地　群馬県前橋市元総社町194番地
JR東日本新前橋駅西口より徒歩約15分

電　話　027（252）1111（大代表）

**会場へお越しの際は、本店営業部西側の階段または
エレベーターをご利用ください。
また、受付開始は、午前９時を予定しております。**

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK